

# タウンミーティング 2011 開催結果

## 1 開催趣旨

姫路市自治基本条例の制定に向け、多くの市民意見を反映させるため、「条例制定に当たっての考え方」などについて、市長と市民による意見交換を市内3ヶ所を実施。

## 2 第1回開催概要

- (1) 日時 平成23年11月19日(土) 13:30～16:00
- (2) 場所 防災センター 5階 多目的ホール
- (3) 参加者 姫路市 市長、市長公室長、市民局長  
一般参加者 公募市民等 48名  
講師・コーディネーター  
同志社大学大学院 総合政策科学研究科  
教授 新川 達郎 氏(姫路市自治基本条例検討懇話会会長)

## 3 第2回開催概要

- (1) 日時 平成23年11月21日(月) 18:00～20:30
- (2) 場所 南保健センター 1階 健康教育室
- (3) 参加者 姫路市 市長、市長公室長、市民局長  
一般参加者 公募市民等 52名  
講師・コーディネーター  
NPO法人 NPO政策研究所  
専務理事 相川 康子 氏(姫路市自治基本条例検討懇話会委員)

## 4 第3回開催概要

- (1) 日時 平成23年11月27日(日) 13:30～16:00
- (2) 場所 夢前福祉センター 2階 多目的研修室
- (3) 参加者 姫路市 市長、市長公室長、市民局長  
一般参加者 公募市民等 34名  
講師・コーディネーター  
兵庫県立大学 自然・環境科学研究所  
助教 藤本 真里 氏(姫路市自治基本条例検討懇話会委員)

## 5 意見交換の主な内容

- ・ 自治基本条例において、市民の定義は何か伺いたい。  
住民投票については、姫路市に定住していない人も、投票可能なのか。  
⇒ 通勤・通学者や、外国人登録を行っている人々は市民の範囲に入ってくるものと考えている。  
また、企業や事業者なども市民として対象とするよう懇話会で議論を行っている。住民投票は、問題ごとに考える範囲が異なるものであり、今後の懇話会において議論を進めていきたい。(コーディネーター)
- ・ 自治基本条例の中に道德条例というような要素を盛り込んでもらいたい。  
⇒ 道德については、子どもの頃からの教育によって身につける必要がある。(市長)
- ・ 条例の議論において「家庭」を自治の最小単位として条例に入れてもらいたい。また、条例に夢を盛り込んでもらいたい。  
⇒ 「家庭」は懇話会の議論で抜けている部分であり、どのように入れるかについても知恵を絞って検討していきたい。(コーディネーター)  
⇒ 条例制定の先に、結果的には市民が「姫路大好き」、「やっぱり住みたいまち」と思ってもらえるように考えていきたい。(市長)
- ・ 市長が交替するたびにルールが変更されることがないように、条例には憲法のように何も変わらないという内容を盛り込んでもらえるのか。  
⇒ 条例の基本原則は変わらない前提で設計している。(コーディネーター)
- ・ 条例はどれくらいの分量を考えているのか。  
⇒ 条文の長さは色々であり、決まりはないが、市政運営のことを書く場合、40～50条の長さになり、どのような項目を入れるかによって変わる。私自身の見解では、中学生でも読めるパッケージにしたい。(コーディネーター)
- ・ 市内では地域において様々な課題があるが、それらの課題に対応するため、自治基本条例の下に細則や要綱等を作る予定はあるのか。  
⇒ 基本条例ができてから検討させていただきたい。(市長)
- ・ 市民の権利と義務については、罰則や罰金などの話が出てくると思うが、どの程度まで認めていくのか。  
⇒ 自治基本条例では罰則規定は設けない。(コーディネーター)

- ・ 条例に、子ども会、老人クラブ、婦人会等の団体に強制的に入らなければならないという内容を盛り込むことができないか。また、市民に人権教育等の活動に対する出席を強制するようなことはできないか。

⇒ 任意団体への加入や人権教育等への参加を強制する規定は盛り込むことができず、地域づくりに対する道徳心や参加の意識のようなものを前文や条文の中で盛り込むことしか手立てがない。情報共有とまちづくりへの参加の義務というものを条文に盛り込んでいくので、それをうまく使いこなしていただきたい。(コーディネーター)

⇒ 任意団体への加入を強制するのは難しいが、条文を工夫したい。負担と責務の関係を皆で認識し合い、皆で頑張ろうという基本になるのが、基本条例である。(市長)
- ・ 自治会長の職域がより魅力的なものになるように、条例の中で規定して欲しい。

⇒ 条例の中で自治会を規定することは難しい。他都市の事例では、住民自治協議会というものを自治基本条例で公的団体として規定しているが、姫路市の場合、自治会の加入率が低下していないので、懇話会では、住民自治協議会のような規定を置く必要がないのではないかという議論となっている。(コーディネーター)
- ・ 懇話会の最終案を出すのはいつ頃を目標に置いているのか。

⇒ 今回のタウンミーティングでいただいた意見等を反映しながら、条例骨子案を作り、平成 24 年度に再度タウンミーティング・市民講座を開催し、パブリック・コメントの実施を経て、懇話会の最終報告を平成 25 年の 1 月に行いたい。(市長公室長)
- ・ 市民から市へ要望、意見を出した場合、どのように対応していく体制となっているのか説明して欲しい。

⇒ 市では広聴事務ということで、市政アイデアポストや市政ふれあいファクスなど 5 つの手法をもって受付を行っており、回答を希望される方には、要望等を受けた場合、担当部署に連絡し、担当課から回答するという手続を必ず実施している。(市民局長)
- ・ タウンミーティングの回数をもっと増やしてはどうか。

⇒ タウンミーティング以外にもアンケート、市の広報等を活用するなど工夫をしたいと考えている。(コーディネーター)

⇒ 自治基本条例の策定段階からの市民の参画は重要であるが、条例制定後の発展型の取り組みも重要であることから、それらについても、市民意見を聞いていく場を作っていきたい。(市長公室長)